

# こどもエコすまい支援事業 補助対象となる新築・リフォーム工事の着工日について

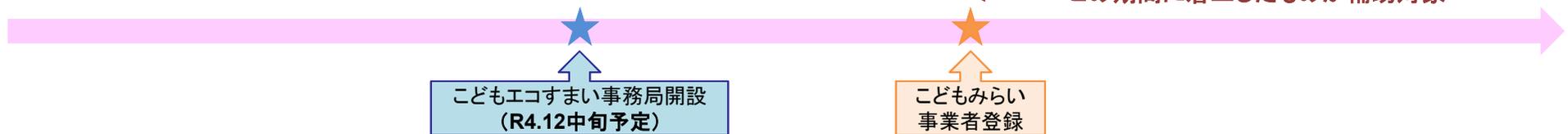
- 本事業では、令和4年度補正予算(第2号)案の閣議決定日(R4.11.8)以降に契約を締結し、原則として、「事業者登録の申請日」以降に着工した住宅の新築・リフォーム工事が補助対象となります。
- ただし、こどもみらい住宅支援事業の登録事業者が補助申請を行う住宅の新築・リフォーム工事については、令和4年度補正予算(第2号)案の閣議決定日(R4.11.8)以降に契約を締結し、「本事業の事務局開設日(R4.12中旬を予定)(開設日以降にこどもみらい住宅支援事業に登録申請した場合は、その申請日)」以降に着工したものが補助対象となります。

## ① こどもみらい住宅支援事業の登録事業者が補助申請を行う住宅の新築・リフォーム工事

- 1) 「本事業の事務局開設日(R4.12中旬予定)」以前にこどもみらい住宅支援事業への事業者登録申請を行った場合  
→「本事業の事務局開設日(R4.12中旬予定)」以降の着工が補助対象※



- 2) 「本事業の事務局開設日(R4.12中旬予定)」以降にこどもみらい住宅支援事業への事業者登録申請を行った場合  
→「こどもみらい住宅支援事業への事業者登録申請日」以降の着工が補助対象※



## ② こどもみらい住宅支援事業の登録事業者ではない者が補助申請を行う住宅の新築・リフォーム工事

- 「こどもエコすまい支援事業への事業者登録申請日」以降の着工が補助対象※



※いずれも、令和4年度補正予算(第2号)案の閣議決定日(R4.11.8)以降に契約を締結したものに限り。